

高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、「木の文化県構想」に基づく「木に親しむ」及び「木を活かす」活動の一環として、多くの県民等が利用する公共的空間や乳幼児、児童、生徒及び学生が利用する施設において、木に触れ、木に親しむことができる機会を創出することにより、木の良さを体感することで木及び森への興味を抱き、木を使うこと及び森林・環境の保全との関わりについての理解及び関心を深めてもらうため、森林環境税を活用し、県産材を積極的に利用して木材活用施設及び学校関連施設等の整備を実施する民間事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式による補助金交付申請書によるものとし、補助事業者は、所管の林業事務所（嶺北地域にあっては、嶺北林業振興事務所とする。以下同じ。）を経由して、正副2通を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付の申請があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付が適当であると認めたときは、別記第2号様式による決定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に

損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- 3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する完納証明書）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を添えて知事に提出するものとする。

（補助の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則、要綱等の規定に従わなければならないこと。
 - (2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (4) 補助事業により取得した財産については、森林環境税を活用していることを印刷等により表示し、かつ、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
 - (6) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があつた場合は、当該財産に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用、天災地変その他のやむを得ない事由による場合は、この限りでない。
 - (7) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
 - (8) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (9) 補助事業の実施に当たっては、前条第2項ただし書各号のいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (10) 補助金の交付を申請するに当たっては、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- 2 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の確定があつた後においても取り消すことができる。

（補助事業の変更等）

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更承認を受けようとするときは、別記第3号様式による補助金変更等承認申請書を所管の林業事務所を経由して、正副2通を知事に提出しなければならない。

2 変更承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 実施事業の廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助事業ごとの補助金額の増額及び20パーセントを超える減額
- (5) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

(事業期間の延期)

第7条 補助事業が予定の期間に完了しない場合は、別記第4号様式による事業期間延期届出書を知事に提出すること。

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、所管の林業事務所を経由して、正副2通を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第1項第7号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第1項第7号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに別記第6号様式により所管の林業事務所を経由して、知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(繰越しの承認の申請)

第9条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業の繰越しをする必要がある場合は、別記第7号様式による繰越承認申請書を補助事業の実施年度の3月31日までに提出し、知事の承認を受けなければならない。

(グリーン購入等)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとし、調達する木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして適法であるものを使用しなければならない。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月18日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第8条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則 この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年3月24日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則 この要綱は、平成27年4月22日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年6月21日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

附 則 この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の種類	木材活用施設等整備	学校関連環境整備
事業内容	県内のPR効果の高い公的空間（注1）への木製品の導入及び内外装の木質化を行う事業	県内の幼稚園、保育施設、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブ、図書館等への木製品の導入及び内外装の木質化等を行う事業
補助対象経費	(1) 玄関、ロビー、休憩所その他県民の目に触れる機会が多い公的空間への木製品の導入経費 (2) 玄関、ロビー、休憩所、屋外その他県民の目に触れる機会が多い公的空間の木質化（注2）の整備に係る経費 ※建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合した整備とする。	(1) 幼児、児童、生徒及び学生が利用する木製（県産材）の机、椅子、遊具等の木製品の導入経費 (2) 幼児、児童、生徒及び学生が利用する保育室、教室等の木質化（注2）の整備に係る経費 ※建築基準法その他関係法令に適合した整備とする。
補助の条件	(1) 木製品の導入経費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (2) 木質化の整備費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (3) 次に掲げるものは、補助事業の対象としない。 ① 国、県、市町村等の他の事業（補助、委託、森林環境譲与税等）との併用 ② 既存施設の取壊し及び処分に係る経費又は敷地の造成費 ③ 不特定多数の利用が無く、主に補助事業者の職員等が業務を行うために使用する施設又は空間の整備 ④ 既に木質化されている部分及び導入されている木製品の改修。ただし、新たに木質化する面積が、既に木質化され今回改修しようとする面積以上である場合には、補助の対象に含めることが出来る（既に木質化された箇所が当該事業を活用している場合は、その面積を対象としない。）。 (4) 原則として高知県産材のみを活用した製材品、木製品を使用すること。 (5) 取得した製品等に、森林環境税を活用していることを印刷等により表示すること。	
補助事業者	社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等	社会福祉法人、学校法人、財団法人、保育施設、教育施設等の設置者
補助率	2分の1以内	
補助金額の下限	補助金額25,000円以上	補助金額25,000円以上
補助金額の上限	一施設当たりの限度額400万円、一事業者当たりの限度額500万円 ただし、小・中学校の内装木質化については限度額1,000万円	

（注） 1 「公的空間」とは、社会福祉施設、病院若しくは診療所、運動施設、銀行等金融機関、ホテル・旅館（客室を含む）、百貨店、コンビニエンスストアその他店舗及び飲食店、貸しホール、道の駅及び高速道路のサービスエリア、パーキングエリアなど、多数の県民等が広く利用可能な空間とする。ただし、特定の会員向け施設や主に職員の利用する空間など、多数の県民の利用が想定されていないものは対象外とする。

2 「木質化」とは、天井、床、内壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することとする。

3 特段の事情がある場合を除き、県に対し次のことを協力するものとする。

(1) 広報資料への掲載

(2) 見学会等における場所の提供